

旭川工業高等専門学校組換えDNA実験に関する安全委員会規程

制定 平成18. 2. 14達第31号

改正 平成19. 3. 13達第76号 平成27. 3. 20達第28号
平成29. 3. 23規則第30号

旭川工業高等専門学校組換えDNA実験に関する安全委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校組換えDNA実験に関する安全委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、旭川工業高等専門学校における実験に関する適切な規則の策定及びその適正な運用を図るため、次に掲げる事項について審議するとともに、校長に対し助言又は勧告を行う。

- (1) 旭川工業高等専門学校組換えDNA実験安全管理規則（平成18年達第30号。以下「規則」という。）の制定改廃に関する事項
- (2) 法律等及び規則に対する実験計画の適合性に関する事項
- (3) 実験に関する教育訓練及び健康管理に関する事項
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 委員会は、必要に応じ実験責任者及び組換えDNA実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）に対し、報告を求めることができる。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 安全主任者 1人
- (3) 実験責任者 若干人
- (4) 実験に関係しない教員 若干人
- (5) 総務課長

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、安全主任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務に関することは、総務課が処理する。

附 則

この規程は、平成18年2月14日から施行する。

附 則（平成平成19. 3. 13 達第76号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成平成27. 3. 20 達第28号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3. 23 規則第30号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。